

第 11 号議案

作業停止計画調整に関する報告徴収の実施について (案)

2021年度における中部エリア内の作業停止計画に対し、発電計画提出者から広域機関に再調整の申出があったため、当該作業停止計画の調整に関し、調整経緯、再調整に至った原因等について、電気事業法第28条の42第1項の規定に基づき、中部電力パワーグリッドに対し、別紙のとおり、文書にて報告することを求める。

<参考>

電気事業法

(報告又は資料の提出)

第28条の42 推進機関は、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 (略)

3 (略)

以 上

【添付資料】

- ・ 別紙：2021年度作業停止計画の調整に関する報告について

※別紙は、情報管理規程第4条(情報の格付の区分)に基づき、部外秘(非公表)とする。